

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成23年10月13日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

東宝株式会社

代表取締役社長 島谷 能成

東京都千代田区有楽町1丁目2番2号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都東宝ビル

京都市中京区河原町通三条下る大黒町58

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	開店時刻 午前10時	開店時刻 午前6時

の開店時刻及び 閉店時刻	閉店時刻 午後 9 時	閉店時刻 午後 9 時 ただし、テナント 1 店舗のみ
-----------------	-------------	--------------------------------

(3) 変更年月日

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日又は 1 9 日

3 届出年月日

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日 (木) から平成 2 4 年 2 月 1 4 日 (火) まで (日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 2 3 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 4 年 1 月 3 日までを除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成24年2月14日 (火)

(産業観光局商工部商業振興課)